

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	4
○保安林の指定に係る通知の掲示 (治山林道課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (4件) (")	4
○公共測量の実施の通知 (用地対策課)	5
○道路の区域変更 (道 路 課)	5
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	5
○土地改良区の役員の退任 (")	6
○土地改良区の清算人の就職 (")	6
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	6

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第65号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一

部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

第1条中「この細則」を「この規則」に、「施行するため」を「施行するため、法」に改める。

第2条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「規定による」を削る。

第3条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第4条の見出しを「（調査及び結果報告）」に改める。

第9条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第11条の見出し中「変更」を「変更の届出」に改める。

第12条の見出し中「入院届」を「入院届出手続」に改める。

第13条の見出し中「退院届」を「退院届出手続」に改める。

第14条の見出し中「入院届」を「入院届出手続」に改める。

第16条の見出し中「同意」を「同意書」に改める。

第17条の見出し中「報告」を「報告手続」に改め、同条第2項中「において」を「において読み替えて」に改める。

第18条の見出し中「及び再入院」を「の許可の申請及び再入院の届出」に改める。

第19条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第21条第1項中「、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条第2項第1号に掲げる医師の診断書を兼ねるものとして」を削る。

別記第3号様式及び別記第8号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

別記第12号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」を「高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」に改める。

別記第15号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

別記第16号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に改める。

別記第22号様式、別記第23号様式及び別記第25号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

別記第26号様式中「ICDカテゴリー」を「ICDコード」に、「盆や正月」を「盆及び正月」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

別記第28号様式及び別記第29号様式中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」を「高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」に改める。

別記第30号様式及び別記第31号様式を次のように改める。

第30号様式 (第21条関係)

診断書 (精神障害者保健福祉手帳申請用)

氏名		年 月 日生 (歳)	男・女
住所			
1 病名 (ICDコードは、右の病名と対応するF00からF99までの範囲又はG40のいずれかを記入してください。)	(1) 主たる精神障害 _____ ICDコード () (2) 従たる精神障害 _____ ICDコード () (3) 身体合併症 _____ 身体障害者手帳 (有・無、種別 _____ 級)		
2 初診年月日	(1) 主たる精神障害の初診年月日 _____ 年 月 日 (2) 診断書作成医療機関の初診年月日 _____ 年 月 日		
3 発病から現在までの病歴並びに治療の経過及び内容 (推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療の内容等を記入してください。)	(推定発病年月 _____ 年 月頃) (器質性精神障害 (認知症を除く。)の場合は、発症の原因となった疾患名及びその発症年月日 疾患名 () 発症年月日 (年 月 日))		
4 現在の病状、状態像等 (該当するものを○で囲んでください。)			
(1) 抑鬱状態 ア 思考・運動抑制 イ 易刺激性・興奮 ウ 憂鬱気分 エ その他 ()			
(2) 躁状態 ア 行為心迫 イ 多弁 ウ 感情高揚・易刺激性 エ その他 ()			
(3) 幻覚妄想状態 ア 幻覚 イ 妄想 ウ その他 ()			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 ア 興奮 イ 昏迷 ウ 拒絶 エ その他 ()			
(5) 統合失調症等残遺状態 ア 自閉 イ 感情平板化 ウ 意欲の減退 エ その他 ()			
(6) 情動及び行動の障害 ア 爆発性 イ 暴力・衝動行為 ウ 多動 エ 食行動の異常 オ チック・汚言カ その他 ()			
(7) 不安及び不穩 ア 強度の不安・恐怖感 イ 強迫体験 ウ 心的外傷に関連する症状 エ 解離・転換症状 オ その他 ()			
(8) てんかん発作等 (けいれん及び意識障害) ア てんかん発作 発作型 () 頻度 () 最終発作 (年 月 日) イ 意識障害 ウ その他 ()			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 ア アルコール イ 覚せい剤 ウ 有機溶剤 エ その他 () (ア) 乱用 (イ) 依存 (ウ) 残遺性・選発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲してください。) (エ) その他 () 現在の精神作用物質の使用 有・無 (不使用の場合は、その期間 (年 月から))			
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害 ア 知的障害 (精神遅滯) (ア) 軽度 (イ) 中等度 (ウ) 重度 療育手帳 (有・無 等級等 ())			

イ 認知症 ウ その他の記憶障害 ()
エ 学習の困難 (ア) 読み (イ) 書き (ウ) 算数 (エ) その他 ()
オ 遂行機能障害 カ 注意障害 キ その他 ()

(11) 広汎性発達障害関連症状
ア 相互的な社会関係の質的障害 イ コミュニケーションのパターンにおける質的障害
ウ 限定した常同的で反復的な関心及び活動 エ その他 ()

(12) その他 ()

5 4の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等

(検査所見：検査名、検査結果及び検査時期)

6 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判定してください。児童の場合は、年齢相応の能力と比較の上で判断してください。)
(1) 現在の生活環境
入院・入所 (施設名 _____) ・在宅 (単身・家族等と同居) ・その他 ()
(2) 日常生活能力の判定 (該当するもののいずれかを○で囲んでください。)
ア 適切な食事摂取
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
イ 身の清潔保持及び規則正しい生活
自発的にできる・自発的にできるが援助が必要・援助があればできる・できない
ウ 金銭管理及び買物
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
エ 通院及び服薬 (要・不要)
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
オ 他人との意思伝達及び対人関係
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
カ 身の安全保持及び危機対応
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
キ 社会的手続及び公共施設の利用
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
ク 趣味及び娯楽への関心並びに文化的社会的活動への参加
適切にできる・おおむねできるが援助が必要・援助があればできる・できない
(3) 日常生活能力の程度 (該当するもののいずれかを○で囲んでください。)
ア 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
イ 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
エ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
オ 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

7 6の具体的程度、状態等

8 現在の障害福祉等のサービスの利用状況
(障害者自立支援法に規定する自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助 (グループホーム)、共生

活介護（ケアホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス等、訪問指導、生活保護の有無等

9 備考

上記のとおり診断します。
年 月 日

医療機関 所在地
名称
電話番号
診療科担当科名
担当医師氏名
(自署又は記名押印) ㊟

第31号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

通知書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者福祉手帳の交付の申請（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第1項の規定に基づく障害等級の変更の申請）は、下記の理由により承認されませんでした。

記

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと。
- 2 現在の精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級以外の障害等級に該当する精神障害の状態には至っていないこと。
- 3 その他の理由

(教示)

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記様式（別記第30号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
山 北 診 療 所 香南市香我美町山北1304番地1 平23・10・1

高知県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
津野ペインクリ 土佐市高岡町丙64番1 平23・9・30

ニック内科
医療法人志宏会 香南市香我美町山北1304番地1 " " "

高知県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主	事業所の名称及び所在地
-------	-----------	-------------

	たる事務所の所在地	並びにサービスの種類
平成23年10月1日	社会福祉法人黒潮福祉会 四万十市古津賀3742番地17	短期入所生活介護事業所 光優 四万十市古津賀3742番地17 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
平成23年10月21日	株式会社メディ・アシスト 高知市南竹島町16番地1	デイサービスたいよう 土佐市高岡町乙1179-21 グッドライフ高岡1F 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第728号

平成23年10月農林水産省告示第2044号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十川村大野151番地
イ 氏名
武林 亀太郎
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村十川1108番地
イ 氏名
仲 一義
- 保安林に指定する通知の要旨
 - 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町十川字カナラン1362の1、1362の3、1362の4
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第729号

平成23年9月高知県告示第636号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法

（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
京都府長岡京市緑が丘20番13号
イ 氏名
和田 康雄
 - ア 登記簿記載の住所
室戸市室戸岬町626番地
イ 氏名
小野 喬秀
 - ア 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
大野 慶吉
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町乙1842番地19
イ 氏名
大野 勇
 - ア 登記簿記載の住所
高知市鷹匠町二丁目1番36号
イ 氏名
中村 倫通
 - ア 登記簿記載の住所
高知市伊勢崎町15番26号
イ 氏名
中村 哲博
 - 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年3月農林水産省告示第264号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第730号**
平成23年9月高知県告示第637号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所及び大川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
大阪府河内長野市西代町6番30号
イ 氏名
岩崎 照徳
 - (2)ア 登記簿記載の住所
香美郡在所村根須537番地2
イ 氏名
西森 春
 - (3)ア 登記簿記載の住所
香美郡香北町猪野々1811番地
イ 氏名
猪野 喜八郎
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成12年12月農林水産省告示第1487号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第731号

平成23年10月高知県告示第658号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を土佐清水市役所及び仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
土佐清水市浦尻12番19号
イ 氏名
細川 福紀
 - (2)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川東津賀才75番地
イ 氏名
酒井 義清
- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年3月農林水産省告示第360号
 - (2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第732号

平成23年10月高知県告示第670号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
広島県広島市東区温品四丁目13番14-12号
イ 氏名
山中 清任
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高知市神田23番地1 船岡団地R2-4
イ 氏名
川村 敬紹

- 2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成10年11月農林水産省告示第1714号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第733号

南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（街区基準点復旧測量再設法）
- 2 作業期間
平成23年11月1日から同月11日まで
- 3 作業地域
南国市大埔及び後免町四丁目

高知県告示第734号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年11月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市東崎字三角田 454番1から 南国市東崎字車田 555番3地先まで	前	4.5 }	296
	後	12.4 }	
		17.0	

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市一宮川崎の丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出があった。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	大原 正廣	高知市薊野	727
〃	松崎 努	〃 一宮徳谷	8-22
〃	宮田 義久	〃 一宮西町三丁目	6-12
〃	新田 隆	〃 〃	15-14
〃	楠瀬 雅教	〃 一宮西町二丁目	3-18
監事	福島 肇	〃 一宮しなね一丁目	31-5
〃	山本 悟	〃 薊野	529
(就任)			
理事	大原 正廣	高知市薊野	727
〃	松崎 努	〃 一宮徳谷	8-22
〃	宮田 義久	〃 一宮西町三丁目	6-12
〃	新田 隆	〃 〃	15-14
〃	楠瀬 雅教	〃 一宮西町二丁目	3-18
監事	山本 悟	〃 薊野	529
〃	福島 信彦	〃 一宮しなね一丁目	29-10

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、奈半利町本村部土地改良区から次のとおり退任及び就任した

役員の届出があった。
平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	松浦 健	安芸郡奈半利町乙3986
〃	下久保光彦	〃 〃 乙3340-2
〃	戸梶 春男	〃 〃 乙2271
〃	安岡 健	〃 〃 乙2983-3
〃	安岡 慶一	〃 〃 乙2892
〃	谷岡 忠一	〃 〃 乙2897-7
〃	濱渦 武良	〃 〃 乙2658
〃	川口 良和	〃 〃 乙2562
〃	竹崎知之武	〃 〃 乙1179
〃	山本 勝喜	〃 〃 乙 261-3
〃	川崎 忠夫	〃 〃 乙 834
〃	西崎加壽雄	〃 〃 乙 936
〃	濱内 貞美	〃 〃 乙1269-2
〃	山村 忠志	〃 〃 乙1023-8
〃	谷口 雅英	〃 〃 乙1624-1
〃	宮崎 恒吉	〃 〃 乙1359-3
監事	田中 岩夫	〃 〃 乙3447-1
〃	堀内 一城	〃 〃 乙1774
〃	上原 満	〃 〃 乙 247-2
(就任)		
理事	松浦 健	安芸郡奈半利町乙3986
〃	下久保光彦	〃 〃 乙3340-2
〃	安岡 健	〃 〃 乙2983-3
〃	安岡 慶一	〃 〃 乙2892
〃	谷岡 忠一	〃 〃 乙2897-7
〃	濱渦 武良	〃 〃 乙2658
〃	岸上 重雄	〃 〃 乙2612
〃	和田 守男	〃 〃 乙1765-4
〃	竹崎 稔	〃 〃 乙1180
〃	松岡 登	〃 〃 乙 301-1
〃	川崎 忠夫	〃 〃 乙 834
〃	西崎加壽雄	〃 〃 乙 936
〃	山村 忠志	〃 〃 乙1023-8
〃	上原 満	〃 〃 乙 247-2
〃	谷口 雅英	〃 〃 乙1624-1
〃	廣末 秀明	〃 〃 乙3063
監事	戸梶 春男	〃 〃 乙2271
〃	岸上 一好	〃 〃 乙2600-2
〃	岩内 博	〃 〃 乙1067-2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、須崎市中汐田土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	津野 秋誠	須崎市浦ノ内西分1002
〃	大中 頼子	〃 〃 1200
〃	橋田 俊彦	〃 〃 1234
〃	小嶋 清治	〃 〃 3285
〃	植村 吉宏	〃 〃 791
〃	坂本 幹夫	〃 〃 476
〃	坂本 操	〃 〃 478
〃	大中 保	〃 〃 1248
〃	土崎 豊	〃 〃 463
〃	北村 信男	〃 〃 755

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、須崎市中汐田土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成23年11月11日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
津野 秋誠	須崎市浦ノ内西分1002
大中 頼子	〃 〃 1200
橋田 俊彦	〃 〃 1234
小嶋 清治	〃 〃 3285
植村 吉宏	〃 〃 791
坂本 幹夫	〃 〃 476
坂本 操	〃 〃 478
大中 保	〃 〃 1248
土崎 豊	〃 〃 463
北村 信男	〃 〃 755

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第

8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。
平成23年11月11日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
I C U手術室モニタリングシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県立幡多けんみん病院事務部総務課 宿毛市山奈町芳奈
3番地1
- 3 落札者を決定した日
平成23年10月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
四国医療器株式会社高知支店 高知市稲荷町10-7
- 5 落札金額
63,525,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成23年8月30日